

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月22日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長 菅 伊佐男

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 平成28・29年度 佐伯河川国道事務所管内排水機場ポンプ設備点検整備業務 1式 (電子入札対象案件)
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 大分県佐伯市脇地先 外7箇所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、入札及び入札書類データ(証明書等)の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」の競争参加地域を九州・沖縄地域として申請していること。

平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のうち「建物管理等各種保守管理」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を開札日時点において受けていること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇

所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

(4) 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示（平成27年12月24日付官報）」に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(5) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 排水を目的とした陸上ポンプ設備にかかるもので、平成13年度以降に元請けとして完成又は完了した以下の①又は②の実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

① 設備を製作し据付した工事又は設備を修繕した工事

なお、当該実績が平成13年度以降に完成した地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは、施工実績として認めない。

② 設備を点検整備した業務。

(8) 九州地方整備局管内に営業所等が所在すること。

(9) 本業務の配置予定管理技術者は、開札日時点で次のア) 又はイ) の条件を満たすこと。

ア) 1級又は2級ポンプ施設管理技術者

イ) 排水ポンプ設備の製作・据付又は点検・整備に関し、実務経験年数が以下のとおりの者

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	3年以上	5年以上
短大・高専卒業後	5年以上	8年以上
高校卒業後	10年以上	12年以上
その他	15年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(10) 管理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

※恒常的な雇用関係とは、証明書等の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(11) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(12) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14
九州地方整備局佐伯河川国道事務所 経理課専門官（内線406）
電話0972-22-1880 FAX0972-23-2684

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

- ① 交付場所は、上記（1）に同じ
- ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

(3) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

①国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Acceptor/> 若しくは、<http://www.e-bisc.go.jp/>

②問い合わせ先 3(1)の問い合わせ先と同じ。

(4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限及び紙入札方式による証明書等提出期限 平成28年3月30日 17時00分

(5) 電子入札システムによる入札書の提出期限及び紙入札・郵送等による入札書類の提出期限 平成28年4月11日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成28年4月12日 9時00分 佐伯河川国道事務所1階入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項

①電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の履行実績証明書データ等を作成し、上記3(4)に示す提出期限までにこれを上記3(3)に示すURLに電子入札システムを利用し、提出しなければならない。

②紙入札方式により参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく当該業務の履行実績証明書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記3(4)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 落札対象

証明書等は、分任支出負担行為担当官において技術審査を行い、当該業務の遂行が可能と認められると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しを開札日までに提出しなければならない。提出がなければ、本入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 本業務にかかる落札及び契約締結は、当該業務にかかる平成28年度予算が成立し、予算事務手続きが整うことを条件とする。

契約日は平成28年度予算が落札決定日までに成立した場合は落札決定日とし、落札決定日以降に成立した場合はその成立日とする。

暫定予算となった場合、本業務に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は平成30年3月31日までとする。

(10) 詳細は入札説明書による。